

# 徳島東部都市計画火葬場「小松島市火葬場施設」 都市計画(素案)の縦覧、説明会および公聴会のお知らせ

市では、現在、火葬場を建て替えるための準備を進めていますが、火葬場の位置や名称を定めるためには、都市計画法の規定による都市計画決定が必要となります。

このため、都市計画決定手続きに従い、徳島東部都市計画火葬場「小松島市火葬場施設」の都市計画の素案を縦覧するとともに、説明会および公聴会を開催します。

## 関係図書の縦覧期間等

1月5日(月)～1月26日(月)までの間、市役所1階の市民生活課窓口または市ホームページでご覧いただけます。

※窓口での縦覧は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分までです。

## 説明会の日程

- ①【日時】1月14日(水) 午後7時～  
【会場】小松島老人いこいの家  
(田野町字月の輪78の6)
- ②【日時】1月15日(木) 午後7時～  
【会場】小松島市保健センター2階多目的室  
(ミリカホール)

## 公聴会の日程

- 【日時】2月12日(木) 午後7時～  
【会場】小松島市保健センター2階多目的室  
(ミリカホール)

※なお、公述希望者がいない場合は公聴会を中止します。

## 【意見申出書の提出】

この都市計画の素案に意見のある方は、意見申出書を提出することができます。

様式は自由ですが、必ず住所、氏名、電話番号を記載のうえ、市民生活課(市役所1階)に持参、郵送、FAXまたは電子メールで1月26日(月)まで(当日必着)に提出してください。

## 【公述申出書の提出】

また、希望があれば、公聴会で公述人として意見を述べるすることができます。

公聴会で当日公述を希望される方は、意見の要旨、意見を述べようとする理由および住所、氏名、電話番号を記載した所定の「公述申出書」を、市民生活課(市役所1階)に持参または郵送で2月5日(木)まで(当日必着)に提出してください。

※公述申出書は、市役所1階の市民生活課窓口で配布しているほか、市ホームページよりダウンロードできます。

## 【意見申出書および公述申出書の提出先・お問い合わせ先】

〒773-8501  
小松島市横須町1番1号  
小松島市 市民生活課環境企画・公害担当  
☎32・2147 / FAX 33・2234  
Mail:seikatsukankyo@city.komatsushima.tokushima.jp



◎散歩中の犬の糞の後始末は、飼い主の義務です。糞は必ず持ち帰りましょう。

◎まわりの人に迷惑や危害を与えることがないように、放し飼いは決してしないでください。

◎野犬・係留されていない犬の捕獲や飼い主への指導については、徳島県動物愛護管理センター(☎088・636・6122)までご連絡ください。

犬は正しく  
飼いましょう!